

奨学金返還支援取組状況一覧表

地方公共団体名	事業名等	申請できる時期	主な申請要件	募集人数	返還支援（開始の）要件	返還支援の上限（総額） （支援の時期・内容等）	協力企業の例	ホームページ
宮城県	看護学生修学資金貸付事業	申請手続きは各養成校が取りまとめて行いますので、養成校入学後、養成校事務担当者に貸付希望を申し出てください。	将来、県内の医療施設において業務に従事しようとする者で次の者 ・宮城県内の看護師等学校、養成所に在学する者	30人程度	卒業後保健師、助産師、看護師、准看護師の資格を取得の上、遅滞なく県内の医療施設（200床未満の病院）等において、5年間引き続き当該資格に係る業務に従事した場合、貸付金の償還が免除されます。	全部の免除 （貸付を受けた期間に相当する期間、県内の医療施設等において業務に従事した場合は一部免除、金額は従事した期間による）	-	<a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryoujinzai/kango004-kango-syuugakusikin.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryoujinzai/kango004-kango-syuugakusikin.html</a>
宮城県	介護福祉士修学資金貸付事業	貸付希望者は各養成施設を経由して申請書類を社会福祉法人宮城県社会福祉協議会に提出してください。	次の全てを満たす学生が対象となります。 ①宮城県に住民登録をしている者（県内の介護福祉士養成施設の学生も可） ②卒業後に、県内において介護、相談援助等業務に従事しようとする者 ③学業成績等が優秀と認められる者であって、家庭の経済状況等から本修学資金の貸付が必要と認められるもの ④他の都道府県から同資金の貸付を受けていないこと	上限あり （予算の範囲内）	卒業後、1年以内に介護福祉士の登録を行い、宮城県内において介護、相談援助等業務に継続して5年間（過疎地域で従事した場合又は中高年離職者の場合は3年間）従事したとき、貸付金の返還が免除されます。	284万円（返還免除） ※上記金額は生活保護受給世帯等への生活費加算を除く最大貸付額	-	<a href="http://www.miyagi-sfk.net/hoikushitou/node_19340">http://www.miyagi-sfk.net/hoikushitou/node_19340</a>
宮城県	社会福祉士修学資金等貸付制度	貸付希望者は養成施設を経由して申請書類を社会福祉法人宮城県社会福祉協議会に提出してください。	次の全てを満たす学生が対象となります。 ①宮城県に住民登録をしている者（県内の社会福祉士養成施設の学生も可） ②卒業後に、県内において相談援助等業務に従事しようとする者 ③学業成績等が優秀と認められる者であって、家庭の経済状況等から本修学資金の貸付が必要と認められるもの ④他の都道府県から同資金の貸付を受けていないこと	上限あり （予算の範囲内）	卒業後、1年以内に社会福祉士の登録を行い、宮城県内において相談援助等業務に継続して5年間（過疎地域で従事した場合又は中高年離職者の場合は3年間）従事したとき、貸付金の返還が免除されます。	145万円（返還免除） ※上記金額は生活保護受給世帯等への生活費加算を除く最大貸付額	-	<a href="http://www.miyagi-sfk.net/hoikushitou/node_19341">http://www.miyagi-sfk.net/hoikushitou/node_19341</a>
宮城県	介護人材再就職準備金貸付事業制度	貸付希望者は申請書類を社会福祉法人宮城県社会福祉協議会に提出してください。	宮城県内に住民登録のある方又は宮城県に所在する事業所又は施設に介護職員等として就労した方で、次の全てを満たす方が対象となります。 ①介護職員等として1年以上の実務経験のある方 ②介護福祉士有資格者又は実務者研修、介護職員初任者研修等のいずれかを修了した方 ③居宅サービス等を提供する事業所・施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等で就労した方 ④介護職員等として離職後、再就職までに宮城県福祉人材センターに求職届出（登録）をされた方	上限あり （予算の範囲内）	宮城県内の介護事業所等に介護職員等として2年間継続して業務に従事したとき、貸付金の返還が免除されます。	40万円（返還免除）	-	<a href="http://www.miyagi-sfk.net/hoikushitou/node_19342">http://www.miyagi-sfk.net/hoikushitou/node_19342</a>

奨学金返還支援取組状況一覧表

地方公共団体名	事業名等	申請できる時期	主な申請要件	募集人数	返還支援（開始の）要件	返還支援の上限（総額） （支援の時期・内容等）	協力企業の例	ホームページ
宮城県	介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度	貸付希望者は申請書類を社会福祉法人宮城県社会福祉協議会に提出してください。	次の全てを満たす方が対象となります。 ① 実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す方 ② 実務者研修施設を卒業後、県内において介護、相談援助等業務に従事しようとする方 ③ 他の都道府県から同資金の貸付を受けていないこと	上限あり （予算の範囲内）	卒業後、1年以内に介護福祉士の登録を行い、宮城県内において介護、相談援助等業務に継続して2年間従事したとき、貸付金の返還が免除されます。	20万円（返還免除）	-	<a href="http://www.miyagi-sfk.net/hoikushitou/node_19343">http://www.miyagi-sfk.net/hoikushitou/node_19343</a>
仙台市	仙台市奨学金返還支援事業	大学等を卒業見込みの方、または卒業後3年以内の方（既に市内事業所で正規雇用で勤務している方を除く）	・2020年度～2022年度に新卒者として対象企業に正規雇用で就職する者（大学、大学院、短大、高専、専修学校専門課程卒業の者。既卒3年以内含む） ・対象とする奨学金：日本学生支援機構の貸与型奨学金、自治体を実施する貸与型奨学金 ・対象企業に正規雇用での就職が内定した方	年間70名程度	・主な申請要件に該当する補助金交付対象者として認定を受けていること ・対象企業の市内事業所に6か月以上在籍していること ・仙台市内に居住していること ・暴力団等と関係を有していないこと ・仙台市の市税を滞納していないこと ※2点目、3点目は例外あり	54万円 （年間18万円を上限に3年間支援）	<対象企業（就職先）> 89社 <a href="https://sendaidehatarakitai.jp/search">https://sendaidehatarakitai.jp/search</a>  <協賛企業> 七十七銀行、仙台銀行、杜の都信用金庫、仙台ふるさと応援寄附（ふるさと納税）  ※R2.3.4時点	<a href="https://sendaidehatarakitai.jp/scholarship">https://sendaidehatarakitai.jp/scholarship</a>
石巻市	石巻市奨学金返還支援事業	社会人	・市内に住所を有し、現に市内に居住する方 ・奨学金の貸与を受けて大学等を卒業した方 ・指定の資格を有する方（看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士） ・市内に事業所を有する事業主に正規雇用され、市内事業所において指定の資格に基づく業務に従事する方（公務員を除く） ・月賦、半年賦又は年賦で奨学金の返還を行っている方、又は申請年度内に返還開始する方 ・奨学金の返還および市税に滞納がない方 ・暴力団員等でない方	詳細については担当にお問合せ願います。	・市事業所に、指定の資格に基づき正規雇用され、申請年度末日まで継続して勤務した方 ・市内に住所を有し、申請年度末日まで継続して市内に居住した方 ・奨学金を返還中で、滞納がない方	60万円 （奨学金返還実績報告書の提出を受け、返還実績額に基づき、20万円/年間を上限に、最大3年間助成する。）	-	<a href="https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10355000/7777/shogakukinhenkanshin.html">https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10355000/7777/shogakukinhenkanshin.html</a>
気仙沼市	気仙沼市保育士等奨学金返済支援事業	保育施設等に常勤職員で新規雇用されたもの	・保育施設に3年以上勤務する ・本人の名義で借りた奨学金を利用して、指定保育士養成校や大学等で保育士資格又は幼稚園教諭の免許を取得している ・奨学金の返済を自ら行っていること ・重複してほかの類似する補助等を受けていないこと	上限なし	・保育施設に3年以上勤務する	10万円 （保育士等奨学金返済支援事業補助金実績報告書の提出を受けて、奨学金の返済額の2分の1相当の額を最大3年間支払う。）	-	<a href="https://www.kesennuma.miyagi.jp/sec/s048/010/010/060/20180615170545.html">https://www.kesennuma.miyagi.jp/sec/s048/010/010/060/20180615170545.html</a>

奨学金返還支援取組状況一覧表

地方公共団体名	事業名等	申請できる時期	主な申請要件	募集人数	返還支援（開始の）要件	返還支援の上限（総額） （支援の時期・内容等）	協力企業の例	ホームページ
登米市	医学生奨学金等貸付事業（看護師）	看護師養成施設に在学の学生で、本市の募集期間中（毎年3月上旬～4月上旬）	看護師養成施設に在学する学生で将来看護師として市立病院に勤務しようとする者の申込により、書類審査と面接審査を経て決定された者に貸付する。	8人	市立病院に採用された場合に、貸付を受けた奨学金の総額を60万円を除いて得た数に相当する年数を看護師として従事したときに償還免除とする。（例 年額120万円×3年＝合計360万円貸付の場合：6年勤務従事により償還免除）	奨学金：月額10万円以内で修学年数を限度（償還免除制度あり） 修学一時金：20万円以内（償還免除制度なし）	—	<a href="https://www.city.to-me.miyagi.jp/iryou/iryou/syougaku_new2.html">https://www.city.to-me.miyagi.jp/iryou/iryou/syougaku_new2.html</a>
栗原市	看護学生修学資金貸付事業	申請要件を満たしたとき	養成学校卒業する年度内に行われる看護師の国家試験に合格し、直ちに市立病院等の正規職員となり、引き続き看護師の業務に従事し義務年限（貸付期間+1年）に達したとき  ※養成学校卒業後に他の養成施設に進学した場合は、進学した養成施設を卒業後、上記と同様の条件に達したとき	—	看護学生修学資金貸付審査委員会の審査を経て、返還免除が適当であると市長が認めた場合	修学資金貸付金全額の返還を免除	—	<a href="https://www.kuriharacity.jp/w042/010/010/010/010/060/PAGE0000000000000004454.html">https://www.kuriharacity.jp/w042/010/010/010/010/060/PAGE0000000000000004454.html</a>
東松島市	東松島市奨学金返還支援事業助成金	毎年4月（初めて申請する場合に限り10月も可）	・平成28年4月1日以降に、東松島市内に事業所を有する事業主に正規雇用され、東松島市内の事業所で保有資格に基づく業務に従事する方 ・奨学金の貸与を受けて、大学、短期大学、専修学校（専門課程）などを卒業し、看護師、准看護師、保健師、理学療養士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、助産師、保育士のいずれかの資格を有する方 ・月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を行っている方、または申請年度内に、月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を開始する方（奨学金は独立行政法人日本学生支援機構奨学金、東松島市奨学金、その他市長が認める奨学金が対象） ・奨学金の返還に滞納のない方 ・市税などに滞納のない方 ・暴力団員等でない方	上限なし	①返還助成金 申請年度の末日まで継続して、保有資格に基づく業務に従事し、東松島市内の事業所に勤務 ②加算助成金 市外から移住または市内在住（5年の市内定住要件、返還規定あり）	①返還助成金 単年度20万円上限、市外在住者は10万円上限 ※最大60万円、市外在住者は最大30万円 （年1回5月頃、返還金額を確認後、申請者本人口座へ一括して支給、助成期間は助成対象として認められた最初の年度から5年度が限度） ②上限40万円（申請初年度のみ①に加算して支給、申請時における奨学金借入残高が100万円以上の場合）	—	<a href="https://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/index.cfm/25.14566,131,185.html">https://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/index.cfm/25.14566,131,185.html</a>

